

令和２年度第３回東郷町国民健康保険運営協議会 会議録

1 日時

令和２年１２月１６日(水)午後１時３０分から午後２時３０分まで

2 場所

東郷町役場３階 政策審議会室

3 出席委員（敬称略）

被保険者代表・・・・・・・・・・３名（石川儀金、磯村義邦、近藤公夫）

保険医又は薬剤師代表・・・・２名（麦 雅好、柘植まち子）

公益代表・・・・・・・・・・・・・３名（杉原辰幸、松野一彦、小島通範）

4 欠席委員（敬称略）

１名（桃沢 泰）

5 会議事件のため出席する者

福祉部長、保険医療課長、同課課長補佐、国保年金係長

6 傍聴者

２名

7 議事録署名委員

石川儀金、磯村義邦

8 会議内容

(1) あいさつ

(2) 議題

令和３年度国民健康保険税の見込みについて・・・資料１、２

(3) その他

東郷町国民健康保険税条例の一部改正について【報告】・・・資料３

令和２年度第３回東郷町国民健康保険運営協議会

発言者	内 容
事務局	定刻になりましたので、ただ今から令和２年度第３回東郷町国民健康保険運営協議会を開催します。 本日は、大変ご多用のところ、お集りいただき誠にありがとうございます。 現在の出席委員の数は８名で、東郷町国民健康保険運営協議会規則第６条に規定する定足数に達しております。 桃沢委員からは、欠席のご連絡をいただいております。 それでは、会議次第に沿って進行させていただきます。 会議の開催にあたりまして、杉原会長からご挨拶をお願いします。
会長	皆様、こんにちは。 本日は、年の瀬の大変お忙し中、また大変お寒いところ、会議にご出席いただきありがとうございます。 委員の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症のご対応にご尽力いただいていることと思います。大変ご苦労様でございます。 本日は、会議次第にもありますように『令和３年度国民健康保険税の見込みについて』、慎重なご審議をよろしくお願いします。
事務局	ありがとうございました。 続きまして、福祉部長より挨拶を申し上げます。
部 長	〔あいさつ〕
事務局	本日の会議でございますが、『東郷町附属機関等の設置等に関する要綱』に基づき、会議を公開としております。 会議の傍聴者は２名です。 傍聴者の方につきましては、『傍聴に関する要領』に基づき傍聴者の遵守事項を守り、会議開催中における会場の秩序維持にご協力をお願いします。 それでは、議事進行につきましては、杉原会長よりよろしくお願いします。

会長	まず、本日の議事録署名者を指名させていただきます。 石川儀金（いしかわ よしかね）委員と磯村 義邦（いそむら よしくに）委員をお願いします。 では、会議次第に沿って進めさせていただきます。 議題「令和３年度国民健康保険税の見込みについて」、事務局から説明をお願いします。
事務局	資料１・２に基づき説明
会長	ただいま、事務局から議題につきまして説明がありました。 この議題につきまして、ご質問がある方は、挙手をお願いします。
委員	（質問） 資料１の３標準保険税率の推移をみると基礎課税額（医療保険分）が減額となっているが、要因は何が考えられますか。
会長	ただ今の質問について、事務局から説明をお願いします。
事務局	東郷町において、特定健診の実施や生活習慣病重症化予防の取組や人工透析への移行を遅らせるための糖尿病性腎症重症化予防の取組を行っています。糖尿病性腎症重症化予防については、こちらにお見えの先生にもご協力をいただき、人工透析への移行を防ぐため栄養指導や運動指導を行っています。 このような取り組みの積み重ねにより、医療費が下がってきたことが要因ではないかと考えています。
委員	（質問） 資料２で所得金額１,０００万円を超える方は、増額が少なく、１,０００万円より所得の低い方は増額が生じている。どういうことか。 また、課税の最高限度額を引き上げることはできるか。
会長	ただ今の質問について、事務局から説明をお願いします。
事務局	所得金額の高い方については、限度額の上限となります。資料２の表２税率等比較に示すとおり上限については、令和２年度と令和３年度同じ設定で試算してありますので、差額は生じません。 例年年度末に行われる法改正に準じて限度額を設定しています。 また、法で定める限度額を超える額を定めることはできません。

委員	(質問) 法定外繰入れとは何ですか。
会長	ただ今の質問について、事務局から説明をお願いします。
事務局	国民健康保険特別会計は本来独立採算による運営が求められております。しかしながら、本町は、保険税などの収入では、保険事業を賄うことができず、一般会計から財源の繰入れをしている状況です。 一般会計からの繰入れは法で定められている繰入とそれ以外の法定外の繰入金があります。決算補填を目的とする法定外の繰入金は赤字と言われ、この赤字を削減するために標準保険税率を目指し、7年かけて段階的に引き上げていく予定です。
委員	(質問) 資料1の8の軽減措置の(2)について、詳細を説明してほしい。
会長	ただ今の質問について、事務局から説明をお願いします。
事務局	非自発的失業者の軽減措置とは、リストラなどの会社都合により失業した方への軽減措置で、前年所得を3割として算定した額を基準に、賦課するものです。
委員	(質問) 資料1の3保険税率の推移で介護保険金課税額が高くなっていますが、要因を教えてください。 資料2の7割・5割・2割軽減措置は、町独自のものですか。
会長	ただ今の質問について、事務局から説明をお願いします。
事務局	介護保険金課税額については、40歳から64歳までの2号被保険者の方が、1号被保険者の方の給付を補うものとなります。 介護保険の給付額によるものと思われませんが、介護保険による予防事業を行うことで、介護保険金課税を下げるができると思われれます。 また、軽減措置につきましては、年度末に行われる法改正に準じており、例年専決処分により実施しております。

委員	(質問) 令和３年度の標準保険税率を県の示す6.36%として保険税を集めたら、赤字補填の目的の一般会計からの繰入れはなくなるのか。
会長	ただ今の質問について、事務局から説明をお願いします。
事務局	愛知県が示す事業費納付金から算出されている標準保険税率まで引き上げられれば、決算補填を目的とする一般会計からの繰入れは、計算上はなくなります。
会長	ほかに質問は、よろしいですか。 本日の議題は、以上でございます。事務局におかれましては本日ご審議いただきましたご意見を参考に事務を進めていただきたいと思います。 それでは、進行を事務局にお返しします。
事務局	杉原会長、議事のお取り回しありがとうございました。 以上で議題が終了しましたので、傍聴者の方はご退室をお願いします。 また、会議資料につきましては、事務局にお返してください。 会議資料は、近日中に町ホームページに掲載いたします。 傍聴者退室する。
事務局	次第の３その他へ進みます。 東郷町国民健康保険税条例の一部改正について担当から報告させていただきます。
事務局	資料３に基づき説明
事務局	この件に関しまして、ご質問はございますか。
委員	(質問) なし
事務局	ほかに委員の方でご意見のある方はいらっしゃいますか。
委員	資料を配らせてもらいます。 国保税の負担が増える傾向があり、滞納世帯の増加、差し押さえ世帯の増加が懸念されるため、国からの財政的な支援が必要と考えています。 11月３日に町議会に国へ意見書を提出する旨の相談をしました。 県議会議員にも同様の相談をしました。

事務局	ほかに委員の方でご意見のある方はいらっしゃいますか。
事務局	ないようですので、以上をもちまして、令和２年度第３回東郷町国民健康保険運営協議会を閉会いたします。 なお、次回、第４回運営協議会開催予定ですが、２月３日（水）に開催したいと考えております。 長時間にわたり、ご審議いただきありがとうございました。

議事録署名

署名 _____

署名 _____